

## 1 目的

徳島阿波おどり空港における航空路線の更なる利用促進・需要喚起を目的として、実施期間中当該路線を利用した旅行を企画実施する旅行会社に対し経済的インセンティブを付与することにより、その利用者の増加を図る。

## 2 助成条件

### (1) 助成対象者

助成の対象となる者は、助成要件を満たす個人向け「募集型企画旅行」を販売（受託販売を含む）した旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社とする。

### (2) 助成要件

助成要件は、次のとおりとする。

- (ア) 旅行期間が、平成30年8月1日から平成31年3月31日までであること。（平成30年8月1日から平成30年11月30日を前期旅行期間、平成30年12月1日から平成31年3月31日を後期旅行期間とする。）
- (イ) 徳島阿波おどり空港と福岡空港又は新千歳空港を結ぶ航空便、若しくは羽田空港又は福岡空港を経由地として乗り継ぐ航空便を、往復または片道で利用する旅行であること。ただし、往路に徳島阿波おどり空港着又は復路に徳島阿波おどり空港発の航空便を利用する旅行については、徳島県内の宿泊施設に1泊以上することを条件に助成の対象とする。
- (ウ) 平成30年8月1日以降の新たに造成した旅行商品又は新規サービスの付与等旅行の販売に当たり、新たな販売促進策を実施した旅行であること。

### (3) 助成利用の制限

- (ア) 申請は毎月1回まで、5千円以上100千円以下とする。
- (イ) 他団体からの助成を受けた旅行は対象外とする。

## 3 助成額及び助成上限

助成額及び助成上限は次のとおりとする。

- (1) 助成額は一人当たり1,000円とする。
- (2) 助成は、予定している予算が無くなり次第終了することとする。

## 4 助成金に係る手続等

(1) 助成金に係る手続で使用する言語及び助成金の支給方法は次のとおりとする。

(ア) 使用言語：日本語

(イ) 助成金の支給方法：日本円による銀行振込（振込先は日本国内の金融機関に限る。）

- (2) 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、原則、旅行の出発日を含む月の前月1日から出発日の7日前までに提出しなければならない。
- (3) 協議会は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査のうえ、速やかに助成金の交付の可否を決定するものとする。また、交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。
- (4) 申請者が交付決定のあった助成事業の内容の変更（増額の場合のみ）・中止をする場合においては、助成事業変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて提出し、承認を得なければならない。
- (5) 会長は、助成事業の変更等承認の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査のうえ、速やかに変更等の承認の可否を決定するものとする。また、変更等の承認の決定をしたときは、助成事業変更等承認通知書（様式第4号）により、速やかにその承認内容を申請者に通知するものとする。
- (6) 協議会は、必要があると認めたときは、申請者に助成事業の遂行の状況に関し、報告を求めるものとする。
- (7) 申請者は、助成事業が完了したときは、事業完了の日から7日以内に助成事業実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、報告しなければならない。
- (8) 協議会は、助成事業の実績報告があったときは、当該報告書等を審査のうえ、助成金の額の確定をするものとする。また、額の確定をしたときは、助成金の額の確定通知書（様式第6号）により、速やかにその確定内容を申請者に通知するものとする。
- (9) 申請者は、前期旅行期間内に完結する旅行については平成30年12月1日から平成30年12月11日までに、

後期旅行期間内に完結する旅行については平成31年3月21日から平成31年3月31日までに助成金請求書（様式第7号）により、それぞれの期間内の全ての助成事業について一括して助成金の請求をしなければならない。

- (10) 協議会は、助成金請求書を受理した後に、必要事項を確認の上、助成金を交付するものとする。
- (11) 協議会は、申請者が交付決定の内容等に違反したと認めるときは、交付すべき助成金の額の全部または一部を取り消すことができる。なお、助成金の交付後においても同様とし、この場合、助成金の返還請求を行うことができる。
- (12) 協議会は、助成は予算の範囲内で行うものとし、予定している予算が無くなり途中で助成を終了する場合は、徳島阿波おどり空港が運営するウェブサイト等で告知するものとする。

## 5 その他

この要領に定めのない事項については、協議会会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。